

確定申告

申告・相談期間は
2月18日(月)から3月17日(月)までです。
申告はお早めに！



確定申告とは、1月1日から12月31日までの一年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告・納税する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を経営する人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

●申告書は自分で作成

確定申告は「申告者自らが正しい申告と納税を行う」という趣旨から、確定申告書を自分で作成して申告する「自書申告」を推進しています。「確定申告書の手引き」(豊田税務署、役場税務課、サンネットで配布)を参考にすると簡単に作成できます。

●申告書をパソコンで作成

パソコンを使って国税庁のホームページから所得税の確定申告書を作成できます。

国税庁のホームページにアクセスして「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成すると、面倒な計算は自動で計算され、簡単に申告書を作成できます。それをプリンターで出力し、添付書類と併せて税務署へ提出することができますのでご利用ください。

▼国税庁ホームページ＝<http://www.nta.go.jp/>

●申告書の提出は郵送でも可

申告期間中は、申告会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。自分で作成した申告書は、郵送などで豊田税務署へ提出できます。

▼あて先＝〒471-8521 豊田市常盤町1-1-0513

●e-Tax申告・納税

e-Taxとは国税庁が構築した国税電子申告・納税システムのことです。

確定申告もe-Taxを利用すると、自宅やオフィスのインターネットから申告・納税ができ、税務署に出掛ける手間が省けます。

また、e-Taxは1月28日午前9時から3月17日までは24時間(通常は土・日曜日、祝日を除く)月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで(利用でき、税務署が閉庁している時間帯でも利用できます)。

なお、e-Taxの利用には「公的個人認証サービス」の電子証明書入り住民基本台帳カードと、これを読み込むための装置「ICカードリーダー」が必要で、

▼e-Taxホームページ＝

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▶問い合わせ＝税務課町民税係
☎(32)8003 ☎(32)2585
<http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp/zeimu/>



● 所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

① 給与と所得者(サラリーマン)

サラリーマンは通常、毎月の給与から所得税が天引き(源泉徴収)され、年末調整により精算されるため、確定申告をする必要はありませんが、次の人などは確定申告が必要となります。

①平成19年中の給与収入が2,000万円を超える人

②1力所から給与などの支払いを受けている人で、給与と所得および退職所得以外の所得の金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える人

③給与の支払いを2力所以上から受けていて、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与と所得および退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人

④同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与などのほかに、貸付金の利息、店舗・工場や土地などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている人

② 年金を受給している人

①国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険などの私的年金を受け取っている人(年末調整がされないため、年金受給金額によっては確定申告が必要となります)

②年金以外に収入のある人(障害年金や遺族年金などは税金が掛かりませんので、年金の収入金額に含める必要はありません)

■ 年金の収入金額による確定申告の必要の有無

年齢	配偶者の状況	申告が必要な収入金額
65歳以上 (昭和18年 1月1日以前生まれ)	配偶者を扶養している(配偶者控除の適用を受ける場合)	196万円超
	配偶者を扶養していない(配偶者特別控除の適用を受けない場合)	158万円超
65歳未満 (昭和18年 1月2日以降生まれ)	配偶者を扶養している(配偶者控除の適用を受ける場合)	152万円超
	配偶者を扶養していない(配偶者特別控除の適用を受けない場合)	108万円超

※上記金額はあくまで目安ですので、個人により違いがあります。

③ 個人の事業経営者など

所得の合計金額が所得控除の合計金額を超える人

④ 譲渡所得のあった人

土地や建物、そのほかの資産を売って利益を得た人

① から④ 共通

▼ 必要書類 Ⅱ 印鑑(朱肉を使用するもの)、収入や

経費の分かる書類(申告の内容により、源泉徴収票の原本、事業の収支明細書や帳簿書類など)、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人は払込証明書、還付を受ける人は本人名義の振込口座の分かるもの(平成18年分の確定申告をした人で申告書の控えのある人は持参ください)

【確定申告をすると税金が戻る人】

確定申告をする必要がない人でも、申告をすると源泉徴収された所得税が戻る場合があります。この還付申告は、その年の1月1日以降5年以内ならば、いつでも申告できます。

① 平成19年中に住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築した人

▼ 必要書類 Ⅱ 住民票、家屋の登記事項証明書、家

屋の売買契約書(建築工事請負契約書)の写し、住宅取得資金に掛かる借入金(年末残高等証明書)および次の①から④に該当する書類

①土地のローンがある人：敷地の登記事項証明書、敷地の売買契約書の写し

②増改築の場合：建築確認通知書の写し、検査済証の写し、増改築工事証明書のいずれか

③債務の承継に関する契約に基づき債務を有する場合：債務の承継に関する契約書の写し

④中古住宅で地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準、またはこれに準ずるものに適合する場合：耐震基準適合証明書

② 平成19年中の医療費の支払いが多額な人

平成19年中に支払った医療費の額から、保険金などで補てんされる金額を控除した金額が「10万円」、または「総所得金額等の5%」のいずれか小さい金額を超える場合に医療費控除が受けられます。

「支払った医療費」とは、その年中に既に支払った医療費をいいます。未払いとなっている医療費については、実際に支払った年の控除の対象となります。



▼必要書類Ⅱ医療費の領収書（医療機関ごとに支払額の一覧表を作成する）、保険などで補てんされる金額の分かるもの

③平成19年中に住宅の耐震改修をし、「住宅耐震改修証明書」の発行を受けている人

当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当（最高20万円）の税額控除を受けられます。

▼必要書類Ⅱ住宅耐震改修証明書（役場建築指導課で発行）、住宅耐震改修特別控除額の計算明細書、住民票

④災害や盗難などに遭った人

▼必要書類Ⅱ被災証明書など（詳しくは、豊田税務署にお問い合わせください）

⑤平成19年中に中途退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人

①から⑤共通

▼必要書類Ⅱ源泉徴収票の原本、本人名義の振込口座の分かるもの、印鑑（朱肉を使用するもの）、税務署から郵送された申告書がある場合は、その申告書

【その他】

①扶養控除について

扶養控除を申告する人は次のことに注意してください。

①扶養親族がほかの納税義務者の扶養になっていないか（複数の人の扶養には入れません）

②扶養親族の所得が38万円を超えていないか

【扶養控除対象の適否】

所得が38万円を超えているかどうかは次の表で判定できます。

■扶養控除対象の適否

区分	扶養親族の所得判定法
給与収入のある人	給与収入－65万円＝①
年金収入のある人	65歳未満の人 年金収入－70万円＝② 65歳以上の人 年金収入－120万円＝②
そのほかの収入のある人	収入金額－必要経費＝③
①②③の合計が38万円を超える人は扶養控除の対象となりません	

②配偶者のパート収入について

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は次の表のとおりです。

■配偶者のパート収入

※夫が会社員で、妻にパート収入がある場合、妻の収入額によって夫は配偶者控除、または配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

妻のパート収入額	夫の配偶者控除の適用	夫の配偶者特別控除の適用	妻の所得税の課税の有無
103万円以下	受けられる	受けられない	課税されない
103万円超141万円未満	受けられない	受けられる	課税される
141万円以上	受けられない	受けられない	課税される

※配偶者特別控除は夫の合計所得が1000万円を超える年は受けられません。

●町・県民税の申告

◆申告が必要な人

平成20年1月1日現在で三好町に住所があり、平成19年中に所得があった人。なお平成20年1月2日以降に三好町へ転入した人は、転入前の市町村で申告してください。

※国民健康保険に加入の人は、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、国民健康

保険税の軽減を受けるために申告が必要です。

◆申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をした人
- ②所得が給与所得か公的年金だけで、勤務先から三好町に給与支払報告書・公的年金等支払報告書などが提出されている人

●贈与税の申告

◆申告が必要な人

平成19年中に110万円を超える財産の贈与を受けた人

●消費税・地方消費税の申告

消費税・地方消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸し付けおよび役務の提供に課税されます。

◆申告が必要な人

- ①平成17年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業者
- ②課税事業者を選択した事業者

《振替納税のご案内》

所得税や個人事業者の消費税、地方消費税の納税方法に、銀行などの預金口座から、引き落としによって納税する振替納税の制度があります。

▼申し込み 3月17日(月)消費税は3月31日(月)

までに、預金口座振替依頼書（豊田税務署・金融機関・確定申告期間中は各申告会場（配布）に必要事項を記入し、銀行届出印を押して、豊田税務署、または金融機関へ直接。確定申告期間中は、各申告会場でも申し込み可

●税制が改正されました

次の点が昨年から変更されています。

◆定率減税の廃止

平成11年から導入されてきた定率減税が廃止されました。

経過措置によって平成18年分は所得税額の10%が減額されていましたが、平成19年分から廃止されました。

◆地震保険料控除の創設と損害保険料控除の廃止

損害保険料控除が廃止され、代わって地震保険料控除が創設されました。地震保険料控除とは特定の損害保険契約などに係る地震など損害部分の保険料や掛金を支払った場合、一定の金額を所得から控除するものです。

また、損害保険料控除廃止の経過措置として、一定の長期損害保険契約などで次の要件を全て満たす損害保険料については、地震保険料控除の対象となります。

- ①平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものとは除く）
- ②満期返戻金などのあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約
- ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約などの変更をしていないもの

ただし、一つの保険契約で地震保険料と長期損害保険料の両方に該当するものは、どちらか一つの控除が受けられます。

控除額の計算方法は次の表のとおりです。

【所得税】

区 分	年間支払保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払金額全額
	50,000円超	50,000円
旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額全額
	10,000円超 20,000円以下	支払金額÷2 + 5,000円
	20,000円超	15,000円
両方ある場合※		合計で限度額 50,000円

【住民税】

区 分	年間支払保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額÷2 + 2,500円
	15,000円超	10,000円
両方ある場合※		合計で限度額 25,000円

※一つの保険の契約で両方に該当する場合はどちらか一方の計算のみになります。

◆特定増改築等住宅借入金等特別控除の創設

居住の用に供する家屋の一定のバリアフリー改修工事について、その工事に充てるために組んだ住宅ローンがあり、一定の要件を満たした場合に、一定金額を所得金額から控除する制度が創設されました。（詳しくは豊田税務署へお問い合わせください）

◆65歳以上の人が対象の非課税措置の廃止（住民税のみ）

平成20年度分から年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置の経過措置がなくなります。

◆税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例措置（住民税のみ）

平成19年に実施された税源移譲による所得税額の減少によって、本来受けられたはずの住宅ローン控除額が減少する場合があります。

その場合、平成18年12月31日までに入居している人については、減少した控除額を翌年度の住民税から控除する措置が講じられました。

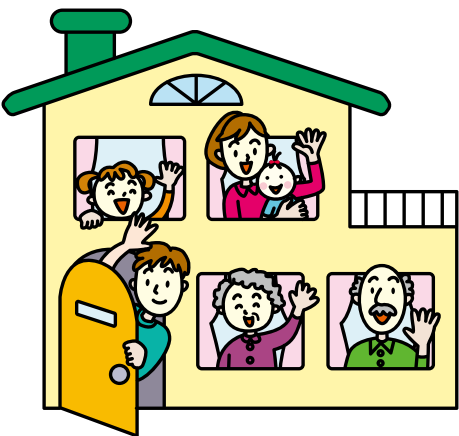
詳しくは平成19年12月15日号の広報28ページ、または税務課のホームページをご覧ください。

◆税源移譲による住民税額の増額分を還付する経過措置（住民税のみ）

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人、つまり平成19年分の所得税が課税されなくなった人については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

この住民税の還付を受けるには、平成19年1月1日にお住まいの市区町村へ「平成19年度分市町村住民税道府県民税減額申告書」を平成20年7月1日から31日までの間に提出する必要があるようです。

なお、申告書の配布は平成20年6月を予定しています。



～確定申告はお早めに～

■申告会場のご案内

●三好町役場税務課窓口 ☎(32)8003 FAX(32)2585	
対 象	町・県民税の申告が必要な人 (所得税の確定申告をした人は除きます)
▶とき=3月17日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く) ▶受付時間=午前8時30分から午後5時まで ▶ところ=三好町役場西館1階税務課窓口	
●三好町役場申告会場 ☎(32)8003 FAX(32)2585	
対 象	給与所得者・年金受給者などの還付申告および申告相談など
▶とき=2月18日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く) ▶受付時間=午前9時から11時までと午後1時から4時まで (混雑状況により、時間内であっても受け付けを終了する場合があります) ▶ところ=三好町役場東館3階研修室 ※個別での相談は行いません。 ※次に当てはまる人の相談は三好町役場では受け付けていませんので、豊田市福祉センター(旧アイプラザ豊田)をご利用ください。 【住宅借入金等特別控除のある人、譲渡や贈与のあった人、自営業の人、貸家・貸地のある人、消費税の申告が必要な人】	
●豊田市福祉センター(旧アイプラザ豊田) 問い合わせ:豊田税務署 ☎0565(35)7777 ※2月1日(金)から3月17日(月)の期間は自動音声案内から「0」を選んでいただくと確定申告テレフォンセンターにつながります。	
対 象	給与所得者・年金受給者などの還付申告、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、譲渡や贈与のあった人、消費税の申告が必要な人および申告相談など
▶とき=2月18日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く。ただし2月24日(日)・3月2日(日)は受け付けます) ▶開設時間=午前9時から午後5時まで ▶そのほか=贈与税の申告期間は、2月1日(金)から3月17日(月)まで。消費税の申告期間は、3月31日(月)まで ※豊田市福祉センターでの開設期間中、豊田税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。 ▶住所=豊田市錦町1-1-1	

■給与所得者・年金受給者で還付申告する人、所得が年金のみの皆さんへ

還付申告をする人、または所得が年金のみの人を対象に説明会を開催します。説明を聞きながら、自分で申告書を作成して提出することができます。確定申告期間中は、大変な混雑が予想されますので、ぜひこの期間をご利用ください。

●三好町役場申告会場 ☎(32)8003 FAX(32)2585	
住宅借入金等特別控除説明会 ▶とき=1月30日(水)午前9時から9時30分までと午後1時から1時30分までに受け付け	
●豊田市福祉センター(旧アイプラザ豊田)	
①住宅借入金等特別控除説明会 ▶とき=2月4日(月)から6日(水)までの午前9時から9時30分までと午後1時から1時30分までに受け付け	
②年金受給者説明会 ▶とき=2月2日(土)・3日(日)の午前9時から9時30分までに受け付け	
③医療費控除説明会 ▶とき=2月2日(土)・3日(日)の午後1時から1時30分までに受け付け	

■確定申告相談会場日程

月 日	会 場	申告相談		無料税務相談 (税理士会主催)
		三好町役場 (研修室)	豊田市福祉 センター	
1/30	水	住		
31	木			
2/1	金			
2	土			年・医
3	日			年・医
4	月		住	
5	火		住	
6	水		住	
7	木			
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火		◎	
13	水		◎	
14	木		◎	
15	金		◎	
16	土			
17	日			
18	月	△	◎	
19	火	△	◎	
20	水	△	◎	
21	木	△	◎	
22	金	△	◎	
23	土			
24	日		◎	
25	月	△	◎	
26	火	△	◎	
27	水	△	◎	
28	木	△	◎	
29	金	△	◎	
3/1	土			
2	日		◎	
3	月	△	◎	
4	火	△	◎	
5	水	△	◎	
6	木	△	◎	
7	金	△	◎	
8	土			
9	日			
10	月	△	◎	
11	火	△	◎	
12	水	△	◎	
13	木	△	◎	
14	金	△	◎	
15	土			
16	日			
17	月	△	◎	

※消費税の相談については、3月18日から31日までの間は豊田税務署で行います。(土・日曜日、祝日を除く)

【表中の記号説明】

- ◎=所得税・消費税の相談
- △=給与所得者・年金受給者などの申告相談
- 住=住宅借入金等特別控除説明会(受付9:00~9:30、13:00~13:30)
- 年・医=年金受給者説明会(受付9:00~9:30)、医療費控除説明会(受付13:00~13:30)



開会のあいさつをする
久野知英町長

平成19年第4回三好町議会定例会が12月4日から20日までの17日間の会期で開かれました。一般質問は6日と7日の2日間行われ、8人の議員が登壇。質問に対し、町長ほかが答弁しました。

今回は、久野知英町長のあいさつの抜粋および提出された議案、補正予算の内容について紹介します。

町長あいさつ

12月1日に、愛・地球博記念公園において「愛知万博メモリアル・第2回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されました。三好町チームは、練習の成果を十二分に発揮し、町村の部で優勝という見事な成績を収めてくれました。町の代表として健闘いただいた選手、そして監督をはじめ関係の皆さんの健闘をたたえるとともに、心より敬意を表します。

この一年を顧みますと、平成20年度が町制施行50周年という節目に当たることから、4月に「町制施行50周年記念事業実行委員会」を設置。ハード事業、ソフト事業、イベント事業そして行政区主催事業など、さまざまな記念事業を盛り込んだ「町制施行50周年記念事業実施計画書」を策定いただいています。皆さんとともに「ふるさと三好」の変遷の歴史を振り返り、先人先輩のご功労に感謝し、50周年を祝っていききたいと思えます。

さて、わたしは将来を見据えたまちづくりを推し進めるためには、基礎自治体としてさらにステップアップしていくことが肝要であると考え、「市制施行」という極めて重大な方

向性を示させていただき、市制に向け第一歩を踏み出しました。市制施行については「皆さまと語る会」や「広報みよし」などで情報を発信することにも、その必要性について説明するため、11月より「ミニコミュニティ推進協議会」単位で説明会を開催し、皆さんからの貴重なご意見をお聴かせいただいています。

現在「市制施行名称等検討委員会」において、名称や施行の時期などについて検討いただいています。検討結果を尊重しつつ、市制施行に向け取り組んでいきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

今年の夏は、記録的な「猛暑の年」でありました。全国的に厳しい暑さが続き、埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市では、40・9度とこれまでの国内最高気温の記録を更新しています。名古屋地方気象台の発表によれば、この地方でも、猛暑日が連続8日間を含む14日間、熱帯夜が連続10日間を含む23日間を記録したとのこと。わが町でも、8月16日に今年の最高気温となる38・7度を記録するなど、記憶に残る暑い夏でした。この猛暑は、二酸化炭素などの温室効果ガスの影響による、地球温暖化に起因する環境問題に端を発してい

ることはご承知のとおりです。わが町でも二酸化炭素の排出抑制など環境保全対策に取り組んでいますが、地球規模での環境保全の必要性をあらためて痛感させられた年でした。

さて、ここで、現在進めている平成20年度予算編成に対するわたしの考えを述べさせていただきます。わが町の財政状況は、自動車関連企業の好調な業績により安定した財源の確保に結びついているところです。しかし今後の見込みについては、為替の変動や原油価格の高騰、そして法人二税の見直しなど不安定要素を抱えています。歳出面においても、扶助費や公債費などの義務的経費の増加が見込まれるなど、より一層の厳しい財政運営が余儀なくされています。このような財政状況において「町民と行政の協働によるまちづくり」「計画行政と行政改革の推進」「健全財政の推進」を3つの大綱とし、平成20年度予算の編成に取り組んでいます。

わたしは、2期目の町政運営にあたり「マニフェスト」に掲げた9つの柱からなる33政策の実践・実行を町民の皆さんに約束し、施政方針で述べた方策に基づき着実に取り組んでいるところです。

この12月で任期の折り返しを迎えますが、新年度においても「マニフェスト」に掲げる33の政策をはじめ、重要度・緊急度の高い施策の着実な実践・実行を目指し、皆さんとの「協働」により「夢と緑と活力あるまちづくり」を推し進めていきますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

提出された議案などの一覧

議案番号	議案名	議案番号	議案名
議案第58号	三好町ふるさと会館設置条例の一部を改正する条例	議案第73号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第59号	三好町勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例	議案第74号	豊田三好広域計画策定協議会の設置に関する協議について
議案第60号	三好町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	議案第75号	事務委託に関する協議について(清掃に関する事務委託)
議案第61号	三好町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 三好町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案(※)	議案第76号	事務委託に関する協議について(火葬に関する事務委託)
議案第62号	三好町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	議案第77号	豊田三好事務組合理約の変更に関する協議について
議案第63号	三好町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	議案第78号	豊田三好事務組合の解散に関する協議について
議案第64号	平成19年度三好町一般会計補正予算(第3号)	議案第79号	豊田三好事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第65号	平成19年度三好町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	議案第80号	三好町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第66号	平成19年度三好町老人保健特別会計補正予算(第1号)	議案第81号	平成19年度三好町一般会計補正予算(第4号)
議案第67号	平成19年度三好町介護保険特別会計補正予算(第2号)	議案第82号	平成19年度三好町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第68号	平成19年度三好町病院事業会計補正予算(第1号)	議案第83号	平成19年度三好町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第69号	工事請負契約の締結について(天王保育園建替(建築)工事)	議案第84号	平成19年度三好町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第70号	工事請負契約の締結について(天王保育園建替(機械)工事)	議案第85号	平成19年度三好町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第71号	工事請負契約の締結について(天王保育園建替(電気)工事)	請願第5号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願(※)
議案第72号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	請願第6号	看護職員確保法の改正を求める請願(※)
		請願第7号	深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願(※)
		意見書第3号	地方税財源の拡充についての意見書

(※) 否決、不採択

補正予算

一般会計補正予算

歳入補正額	1億1185万5千円
分担金及び負担金	△214万5千円
国庫支出金	30万円
県支出金	1082万9千円
繰越金	9847万5千円
諸収入	439万6千円

歳出補正額	1億1185万5千円
議会費	△477万4千円
総務費	6291万1千円
民生費	1559万3千円
衛生費	3978万1千円
農林水産業費	△1882万7千円
商工費	38万7千円
土木費	3067万2千円
教育費	△1388万8千円

会計別補正予算

区分	既定額	補正額	総額
一般会計	242億4794万1千円	1億1185万5千円	243億5979万6千円
国民健康保険特別会計	36億8739万6千円	3億2478万2千円	40億1217万8千円
下水道事業特別会計	17億3820万3千円	309万3千円	17億4129万6千円
老人保健特別会計	19億6490万4千円	825万6千円	19億7316万円
農業集落排水事業特別会計	3億3501万5千円	104万1千円	3億3605万6千円
介護保険特別会計	14億5966万9千円	1011万1千円	14億6978万円

※補正額については、一般会計は補正予算第3号(議案第64号)と第4号(議案第81号)、国民健康保険特別会計は補正予算第2号(議案第65号)と第3号(議案第82号)、介護保険特別会計は補正予算第2号(議案第67号)と第3号(議案第85号)を合算したものです。